

オミクロン株における学級閉鎖の考え方について

令和4年2月3日

このたび、文部科学省通知(令和4年2月付事務連絡)によりオミクロン株の特性を踏まえた学級閉鎖期間の考え方が示されました。本市におきましては、令和4年1月6日から、既にオミクロン株の現状に適した方法によって運用しておりますので大幅な変更はありません。文部科学省の基準及び本市の対応は以下の通りです。

閉鎖① 濃厚接触者等の特定等全体像が把握できるまでの期間。(数日～5日間程度)

閉鎖② 感染が拡大していると判断した場合。(閉鎖①と合わせて5日間程度)

〈文部科学省基準(令和4年2月2日付)〉

【本市の対応(令和4年2月2日以降)】

閉鎖① 3日間程度の閉鎖①を実施。

※ 保健所が逼迫しているため濃厚接触者の判断はしていない。(学校が候補を調査)

※ 3日は、オミクロン株の潜伏期間の中央値。

閉鎖② 2日間～4日間程度の閉鎖②を実施。

※ 閉鎖①(3日間)+閉鎖②(2日間)は文部科学省の基準(最大5日間程度)による。

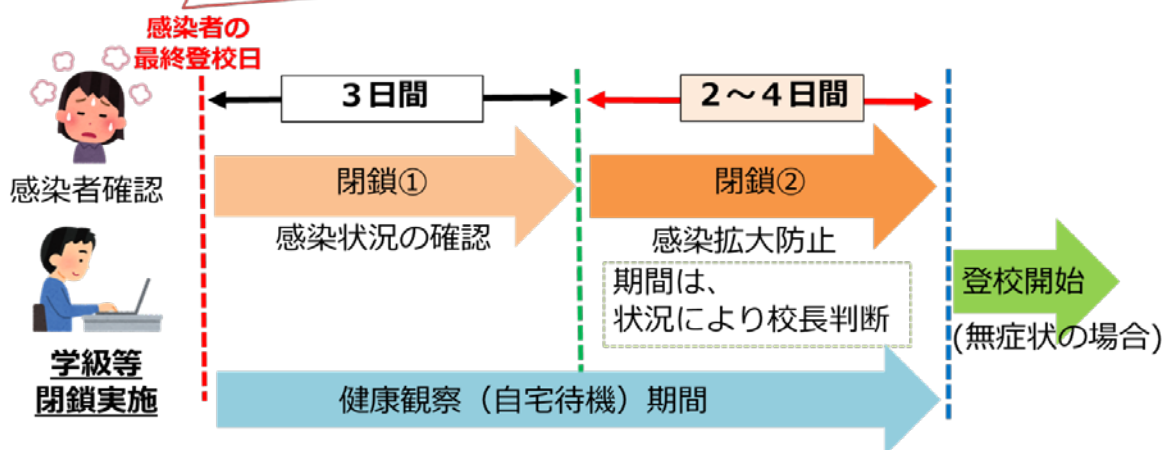
※ 閉鎖①(3日間)+閉鎖②(4日間)=7日間は、オミクロン株の潜伏期間の最大値。

◎ 具体的な閉鎖期間については、学校長が学校医の意見を聞くなどして判断します。

◎ 感染者が感染可能期間(発症2日前～療養解除まで)に登校していない場合は、閉鎖①はしません。

【学級閉鎖の考え方】

※感染者が感染可能期間(発症2日目から療養解除まで)に登校していた場合



【これまでの対応】

〈文部科学省基準(令和3年8月27日付け)〉

閉鎖① 濃厚接触者等の特定等全体像が把握できるまでの期間。(数日～1週間程度)

閉鎖② 感染が拡大していると判断した場合。(閉鎖①の後、5～7日間程度)

〈本市の対応〉(令和3年8月27日～令和3年12月31日)

閉鎖① 学校生活で濃厚接触者は通常いないため閉鎖①はほとんど実施していない。

※ 濃厚接触者の有無を保健所が判断。

閉鎖② 校内で感染したと思われる例がなかったため閉鎖②も実施していない。

〈本市の対応〉(令和4年1月6～2月1日)

閉鎖① 3日間程度の閉鎖①を実施。

※ 保健所は、逼迫しているため濃厚接触者の判断は困難。

(学校が濃厚接触者の候補を調査)

※ 3日間は、オミクロン株の潜伏期間の中央値。

閉鎖② 4日間程度の閉鎖②を実施。

※ 閉鎖①(3日間)+閉鎖②(4日間)=7日間は、オミクロン株の潜伏期間の最大値。